

銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における産業の振興及び活性化を図るため、市内の中小企業及び個人事業者が新たに取り組む意欲的且つ継続性のある事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者、若しくは団体又はグループ(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 新たに市内において創業しようとする者又は創業後3年以内の者(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (2) 市に住民登録をしている個人で、市内で事業を行っている個人事業者
- (3) 市に法人開設届を提出している法人(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (4) 市内において、商業等店舗が概ね5店舗以上近接して商業集積を形成している地域の団体等(法人の有無は問わない。)
- (5) 市内の中小企業者により組織された団体等で、活動の拠点を市内に有する団体等
- (6) 商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に産業等の振興及び活性化に寄与すると認める者及び団体等

2 前項に規定する者及び団体等で、次の各号に該当する者は対象とはしない。

- (1) 市税及び市民法人税を滞納している者
- (2) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (4) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- (6) 他の類似する補助金等の交付を受けている者又は銚田市がんばる商店支援事業補助金交付要綱(平成26年3月20日告示第25号、平成27年5月12日告示第62号、平成28年4月13日告示第55号及び平成29年5月24日告示第64号)に基づく補助金の交付を受けた者(ただし、別表第1に定める補助対象事業のうち新型コロナ対応事業については、この限りではないが、同一年度内における申請額の合算は本交付要綱に定める補助金額の上限を超えることはできないものとする。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者
(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。), 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。), 補助率, 補助金額, 補助期間は別表第1のとおりとする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは, これを切り捨てる。
(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に, 次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし, 別表第1に定める補助対象事業のうち新型コロナ対応事業については, 次に掲げる書類に代えて小規模事業者持続化補助金の申請書類の写しを添えて申請することができるものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては, 法人の登記事項証明書の写し)

(4) 誓約書(様式第4号)

(5) 名簿(法人はその法人の役員, 団体等については, その団体等を構成する者)

(6) 前各号に掲げるもののほか, 市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は, 前条の規定による補助金の交付申請があった場合には, 当該交付申請に係る書類の審査, 必要に応じて現地調査を行い, 補助金の交付の可否を決定したときは, 銚田市ががんばる商店支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は, 前項の通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更)

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は, 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容を変更するときは, あらかじめ銚田市ががんばる商店支援事業補助金変更承認申請書(様式第6号)に, 第4条各号に規定する書類のうち, 変更事項に関するものを添えて市長に提出し, その承認を得なければならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当するときは, この限りではない。

(1) 補助対象経費をその20パーセント以内の額で減額しようとするとき

(2) 補助対象事業の内容の軽微な変更をしようとするとき

2 前項の規定による申請があったときは, 書類を審査し, 必要に応じて現地調査を行い, 補助金の承認の可否を決定したときは, 銚田市ががんばる商店支援事業補助金変更承認(否認)決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は, 前項の通知に補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すこと

ができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 付した条件に反したとき
- (3) 事業の実施にあたり、他法令等に反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、銚田市がんばる商店支援事業補助金取消決定通知書(様式第8号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告等)

第8条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助対象事業の遂行の状況に関し、銚田市がんばる商店支援事業補助金遂行状況報告書(様式第9号)により報告を求めることができる。また、補助事業者の承諾を得たうえで、担当職員に当該事業者の事務所等に立ち入り、帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、銚田市がんばる商店支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別表第1に定める補助対象事業のうち新型コロナ対応事業については、次に掲げる書類に代えて小規模事業者持続化補助金の実績報告書類の写しを添えて申請することができるものとする。

- (1) 事業成果報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 領収書の写し(明細が確認できるもの)及び契約書の写し
- (4) 事業記録写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告の提出を受けた場合において、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市がんばる商店支援事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受ける場合、銚田市がんばる商店支援事業補助金請

求書(様式第 14 号)を, 市長に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第 12 条 補助事業者は, 補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し, 補助対象事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 13 条 この告示に定めるもののほか, 必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

この告示は, 令和 2 年 6 月 8 日から施行し, 令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1(第3条第1項関係)

補助対象事業	補助対象者が新たに取り組む意欲的且つ継続性のある事業を対象とする。 (1) 創業事業 (2) 販売促進事業 (3) 商店商品魅力向上事業 (4) 調査研究事業 (5) 新型コロナ対応事業 (6) その他、市長が産業等の振興及び活性化を図る上で、効果があると認める事業		
補助対象経費	謝金	講師又は専門家等の謝礼等に要する経費	
	旅費	事業遂行上に要する経費	
	広告宣伝費	新聞折込料・雑誌掲載料等の広報に要する経費	
	印刷製本費	ポスター・チラシ・のぼり等の作成に要する経費 会議時の資料作成に要する経費	
	消耗品費	燃料費、コピー代、事務用品等の購入に要する経費(20千円上限)	
	※新型コロナ対応事業に要する経費は、新型コロナとの関連性があれば、令和2年1月1日以降に契約・支出したものを対象経費として認める	備品購入費	新型コロナ対応事業にかかる備品購入に要する経費 (感染拡大防止のための衛生機器や新型コロナの影響による業態転換や販路開拓等のための機器等の購入に要する経費)
	工事費	新型コロナ対応事業にかかる工事に要する経費 (新型コロナの影響による業態転換や販路開拓等のための建築や電気等の工事に要する経費)	
	委託費	事業の実施が補助対象者のみで実施することが困難なため、専門的技術等を有する者に対して委託する経費	
	使用料及び賃借料	① 機器・器具等のリース・レンタルに要する経費 ② 会議場等の借上げに要する経費 ③ 店舗等の家賃(第2条第1項第1号に規定する者に限る)	
	手数料	各手数料	
	通信運搬費	郵便料、運送料等	
	保険料	保険料等	
その他経費	市長が必要と認める経費		
補助率	補助対象経費合計額の2分の1以内 (ただし「新型コロナ対応事業」については4分の3以内)		
補助金額	200千円を上限とする。 (ただし「新型コロナ対応事業」を含む場合は300千円を上限とする。)		
補助期間	申請年度の3月31日までとする。		

備考 1 補助対象経費は、本事業を効果的に行い、且つ事業の遂行に必要な経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。

2 新たに取り組む事業とは、既に他事業者が取り組んできた内容であっても、補助対象者にとって、新たな取り組みであれば、その要件を満たすものとする。

3 その他経費への配分は、事前に市長と協議し、その承認を得た後でなければ対象とならない。